

報告第10号

委任専決処分をしたものについて

市営住宅に係る賃料等請求事件に関し、豊岡簡易裁判所において訴訟上の和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月19日提出

養父市長 広瀬 栄

1 事件番号及び事件名

平成31年 [REDACTED] 賃料等請求事件

2 和解の相手方

[REDACTED]
[REDACTED]

3 和解条項

- (1) 被告は、原告に対し、本件債務とし18万6,900円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、前号の金員を次のとおり分割して、原告方へ持参又は送金して支払う。なお、送金手数料は被告の負担とする。
 - ア 令和元年6月から令和2年5月まで毎月15日限り 1万5,000円ずつ
 - イ 令和2年6月15日限り 6,900円
- (3) 被告が前号の分割金の支払を2回以上怠り、その金額が3万円に達したときは、当然に期限の利益を失い、被告は、原告に対し、第1号の金員から既払金を控除した残金を直ちに支払う。
- (4) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (5) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は、各自の負担とする。

4 専決番号、専決年月日及び専決事項

専決第8号 令和元年5月29日 訴訟上の和解について